

特定非営利活動法人ワンファミリー仙台定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

2 この法人は、従たる事務所を石川県金沢市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、路上生活者をはじめ生活困窮してしまった人など社会的弱者等に対する社会復帰のための支援事業、自然災害等における被災者・被災自治体等の支援及び心身等の障害又は高齢のため、日常生活に支障をきたしている障害者、高齢者等を対象にした支援事業、児童福祉法に基づく相談支援事業を行うことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 人権擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①生活困窮者等による清掃活動事業
- ②生活困窮者等の住居支援事業
- ③生活困窮者等の就労紹介事業
- ④生活困窮者等をはじめ障害のある方の就労移行支援事業
- ⑤生活困窮者等の農林水産業を中心とした研修事業
- ⑥生活困窮者等の更生を支援する事業
- ⑦生活困窮者等を支援する情報提供事業
- ⑧生活困窮者等の生活相談事業
- ⑨生活困窮者等への食料提供（フードバンク）事業
- ⑩生活困窮者等が就労研修で栽培した農林水産物の販売研修事業
- ⑪生活困窮者等による飲食事業
- ⑫障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス

ス事業

- ⑬障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- ⑭障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ⑮児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ⑯高齢者等に対する介護保険法に基づく指定居宅サービス事業
 - 訪問介護事業
 - 訪問入浴介護事業
 - 訪問看護事業
 - 通所介護事業
 - 福祉用具貸与事業
 - 特定福祉用具販売事業
- ⑰高齢者等に対する介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業
 - 介護予防訪問介護事業
 - 介護予防訪問入浴介護事業
 - 介護予防訪問看護事業
 - 介護予防通所介護事業
 - 介護予防福祉用具貸与事業
 - 特定介護予防福祉用具販売事業
- ⑱高齢者等に対する介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- ⑲高齢者等に対する介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- ⑳高齢者等に対する介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- ㉑高齢者等に対する介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- ㉒高齢者等に対する介護保険法に基づく介護予防支援事業
- ㉓高齢者等に対する介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
 - 第1号訪問事業
 - 第1号通所事業
- ㉔住宅確保要配慮者等に対する家賃債務保証事業
- ㉕住宅確保要配慮者等に対する賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報提供、相談その他の援助事業
- ㉖住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報提供、相談その他の援助事業
- ㉗自然災害等の被災者等に対する支援に関する事業
- ㉘前各号に付帯関連する一切の事業
- ㉙その他、第3条の目的を達成するために必要と認める事業

第3章 会員

(種別)

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、副理事長を2人置くことができる。

(選任等)

第14条 理事、監事は理事会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する個人

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事、監事は理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第 20 条 この法人に、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び活動決算

(5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。／

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。／

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。／

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。／

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。／

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。／

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。／

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。／

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。／

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。／

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。／

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。／

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは、電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。／

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。／

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。／

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者が
ある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、
押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を
したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した
議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行ったものの氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条に
おいて同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (6) 会費の額
- (7) 役員の選任、解任、職務
- (8) 役員の報酬
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所。

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 理事会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行ったものの氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を

経なければならない。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠け
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、国または地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、内閣府 N P O 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 立岡 学

副理事長 往見 寿喜

副理事長 佐藤 わか子

理 事 菊池 健一

理事 星 淑子
理事 萩野 寛
理事 津田 政明
理事 増田 勇一
理事 立岡 大
監事 天明 茂

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 20 年 6 月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- | | | |
|-------|-----|----------|
| ①正会員 | 年会費 | 10,000 円 |
| ②賛助会員 | 年会費 | 5,000 円 |

附則

この定款は、宮城県知事の認証のあった日（平成 21 年 12 月 25 日）から施行する。

附則

この定款は、仙台市長の認証のあった日（平成 25 年 3 月 28 日）から施行する。

附則

この定款は、仙台市長の認証のあった日（平成 25 年 11 月 1 日）から施行する。

附則

この定款は、仙台市長の認証のあった日（平成 28 年 12 月 2 日）から施行する。

附則

この定款は、仙台市長の認証のあった日（平成 29 年 12 月 25 日）から施行する。

附則

この定款は、平成 30 年 6 月 12 日から施行する。

附則

この定款は、宮城県知事の認証があった日（令和 7 年 月 日）から施行する。